

環境物品等の調達の推進を図るための方針

個人情報保護委員会

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、公表する。

I. 特定調達物品等の令和 7 年度における調達目標

令和 7 年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和 7 年 1 月 28 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙 類

情報用紙（コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙） 印刷用紙（塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙） 衛生用紙（トイレットペーパー、ティッシュペーパー）	調達を実施する品目については、調達目標 100%とする。
---	------------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム	調達を実施する品目については、調達目標 100%とする。
---	------------------------------

ステープラー（汎用型） ステープラー（汎用型以外） ステープラー針リムーバー 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状） クラフトテープ 布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉） マグネット（バー） テープカッター パンチ（手動） モルトケース（紙めくり用スポンジケース） 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） OAクリーナー（ウェットタイプ） OAクリーナー（液タイプ） ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター（枠あり） 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。）	
--	--

のり（固形） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ	
---	--

3. オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション	調達を実施する品目については、調達目標 100%とする。
---	------------------------------

コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	
---	--

4. 画像機器等

コピー機等（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機） プリンタ等（プリンタ、プリンタ複合機） ファクシミリ スキャナ プロジェクタ カートリッジ等（トナーカートリッジ、インクカートリッジ）	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標 100%とする。
---	---

5. 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標 100%とする。
--	---

6. オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標 100%とする。
---	---

7. 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標 100%とする。
------------------------	---

8. 家電製品

電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリー
----------------------	--------------------------

気冷凍冷蔵庫) テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	ス契約を行うものについては、調達目標 100%とする。
---------------------------------------	-----------------------------

9. エアコンディショナー等

家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達の予定はない。
---	-----------

10. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達の予定はない。
--	-----------

11. 照 明

照明器具（ＬＥＤ照明器具、ＬＥＤを光源とした内照式表示灯） ランプ（電球形ＬＥＤランプ）	令和７年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標 100%とする。
---	---

12. 自動車等

乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	調達の予定はない。
乗用車用タイヤ ２サイクルエンジン油	調達を実施する品目については、調達目標 100%とする。

13. 消火器

調達の予定はない。

14. 制服・作業服等

制服 作業服	調達の予定はない。
-----------	-----------

帽子 靴	
---------	--

15. インテリア・寝装寝具

カーテン等（カーテン、布製ブラインド、金属製ブラインド） カーペット（タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット） 毛布等（毛布、ふとん） ベッド（ベッドフレーム、マットレス）	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
---	--

16. 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

17. その他繊維製品

テント・シート類（集会用テントブルーシート） 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	令和7年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
---	--

18. 設 備

太陽光発電システム	調達の予定はない。
太陽熱利用システム	調達の予定はない。
燃料電池	調達の予定はない。
エネルギー管理システム	調達の予定はない。
生ゴミ処理機	調達の予定はない。
節水機器	調達の予定はない。
給水栓	調達の予定はない。
日射調整フィルム	調達の予定はない。
低放射フィルム	調達の予定はない。
テレワーク用ライセンス	調達の予定はない。
Web会議システム	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。

19. 災害備蓄用品

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品	調達を実施する品目については、調達目標 100%とする。
備蓄用作業服	調達の予定はない。
非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	調達を実施する品目については、調達目標 100%とする。

20. 公共工事

調達の予定はない。

21. 役 務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達目標は 100%とする。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更生	調達の予定はない。
自動車整備	調達目標は 100%とする。
庁舎管理	調達の予定はない。
植栽管理	調達の予定はない。
加煙試験	調達の予定はない。
清掃	調達目標は 100%とする。
タイルカーペット洗淨	調達の予定はない。
機密文書処理	調達目標は 100%とする。
害虫防除	調達の予定はない。
輸配送	調達目標は 100%とする。
旅客輸送	調達目標は 100%とする。
小売業務（庁舎等において営業を行う小売業務）	調達の予定はない。
クリーニング	調達目標は 100%とする。
飲料自動販売機設置	調達の予定はない。
引越輸送	調達目標は 100%とする。
会議運営	調達目標は 100%とする。
印刷機能等提供業務	調達目標は 100%とする。

22. ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達目標は 100%とする。
------------	----------------

Ⅱ. 特定調達物品以外の令和 7 年度に調達を推進する環境物品及びその調達の目標

特定調達物品等以外の環境物品等を選択する際は、エコマーク、環境製品宣言（E P D）、カーボン・オフセット認証等を参考にし、環境負荷の少ない製品の調達に努めることとする。

Ⅲ. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 個人情報保護委員会内にグリーン調達のための連絡会議を引き続き設ける。（別紙）
2. 本調達方針は、個人情報保護委員会を対象とする。
3. 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、公表する。
4. 物品等の調達に当たっては、調達量ができる限り少なくなるように努める。
5. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
6. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
7. 全ての木質及び紙（間伐材等及び古紙を除く。）が原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成のガイドライン（平成 18 年 2 月作成）に準拠して行うように努める。
8. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入やバイオマス等の代替自動車燃料の利用を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、簡易な包装に努め、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
9. 事業者の選定に当たっては、I S O 14001 若しくはエコアクション 21（環境活動評価プログラム）等により環境管理を行っている者、又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するように努める。
10. 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつ、グリーン購入を推進する。
11. 本調達方針に基づく調達担当窓口は、個人情報保護委員会事務局総務課とする。

